

【記入例】

戸籍に記載されている通り省略せずに記入してください。
消えるボールペンは使わないでください。

離婚の際に称して いた氏を称する届

届出する年月日および
市区町村名を記入して
ください。

(戸籍法77条の2の届)

令和〇年〇月〇日届出

蓮田市長殿

《届出期間》

離婚日から3か月以内(離婚届と同時に届出することもできます)

*離婚後3か月を経過すると、この離婚の際に称していた氏を称する届は
することができます、家庭裁判所の許可を得て氏の変更届(戸籍法107
条1項)をすることになります。

*この届を提出した後、婚姻前の氏に戻りたい場合は、家庭裁判所の許可
を得て氏の変更届(戸籍法107条1項)をすることになります。

(1)

届出現在、住民登録
しているところ
(役所(場)に届け
てある住所)を記入
してください。

この届と同時に転
入・転居の届をする
場合は新住所を記入
してください。

離婚届と同時に届
出する場合はその
離婚年月日を記入
してください。

すでに離婚を届出
している場合はその
年月日、調停等
裁判所を通して離
婚した場合は離婚
が成立(確定)し
た日を記入してく
ださい。

(7)

届出人本人が署名を
してください。

(8)

(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) はすだ	はなこ
	氏	名
	蓮田	花子
		昭和62年10月23日生

住 所 → (住民登録をして いるところ)	埼玉県蓮田市上2丁目11番7号 ハイツはすだ101号
	(よみかた) はすだ はなこ 世帯主の氏名 蓮田 花子

本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 埼玉県蓮田市大字黒浜2799	番地 番 1
	筆頭者の氏名 蓮田 太郎	

(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 蓮田	変更後(離婚の際称していた氏) はすだ
	蓮田	蓮田

離婚年月日 →	令和 年 月 日
	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がない場合には記載する必要はありません) 埼玉県蓮田市上二丁目11 番地 番

離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	どこに戸籍をつくりたいかを記入してください。筆頭者欄はご自身の氏名 を記入してください。 新しい戸籍は全国どこでも該当する地番が存在すれば置けますが、分筆等 により地番が変更になって置けない場合があります。届出前に、本籍を置 きたい市区町村の役所(役場)にお問い合わせください。
-----------------------------	---

記入・訂正は該当者のかたのみとなり、それ以外のかたが届出にいらっしゃった場合、記入もれ・誤記などがありますと持ち帰っていただくこととなりますので、記入の際、十分注意してください。

届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	蓮田 花子 印
-------------------------------	---------

《問い合わせ》

蓮田市役所市民課戸籍担当 Tel 048-768-3111
内線115・116

連絡先	電話 090(××××)××××
	自宅・勤務先

[市]

匾間に連絡の取れる電話番号を必
ず記入してください